

Title	知財人材12万人政府計画の構造((ホットイシュー) 戦略的人材システムに向けた課題 (1), 第20回年次学術大会講演要旨集I)
Author(s)	佐成, 重範
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 148-151
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6033
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○佐成重範（佐成特許事務所）

1. 「知財人材 12 万人計画」の内容：

知的財産基本法第 25 条に基づく「知的財産推進計画 2005」（内閣知的財産戦略本部・2005-6-10）は、その第 5 章「人材の育成と国民意識の向上」において、2005 年度から 10 年間で、知的財産人材を現在の 6 万人から 12 万人に倍増する「知財人材育成総合戦略」を策定した。それは知財人材全般の資質、各分野別知財人材の特殊スキル、文理融合型人材育成の手段を明確にし、知財専門人材（知財弁護士、弁理士、特許庁審

査官・審判官、知財裁判官、先行技術調査者、知財翻訳者、規格標準化人材等）の質を向上させつつ、人材の総体員数を倍増する計画である。

当初の知財推進計画 2003 以来、3 次にわたる知財推進計画書は、多くの新しい基幹用語の定義を明確にしていない（新用語の生成は知財界の本質に属するが）。「知財人材」についてもその定義を示さず、「知財関連人材」、「知財専門人材」等の用語を混用している。また知財に内包された「コンテンツ」の定義も、知財推進計画 2005 には示していないから、12 万人計画中にコンテンツ人材が内包されているのか、明確でない。計画の文脈から、12 万人計画の「人材」は、「知財着想人材」ではなくて、「知財権関連専門人材」と解されるが、知財推進計画 2005 本文の記述（P. 117-5.1.2）に従い、以下、この項では単に「知財人材」と称する。

わが国知財人材の現在の構造は、総合科学技術会議の知財専門調査会の資料等に基づき、内閣知財推進本部事務局によって、知財の創造・活用関係 2 万 1 千人（企業の知財担当者約 2 万人、大学の知財研究者・知財本部・TLO 等、約 1 千人）、知財の保護関係約 3 万 6 千人（弁理士約 6 千人、その補助者約 4 千人、行政約 3 千人、先行技術調査専門者約 2 千人、知財弁護士約 2 万人、裁判所知財関係者約 1 千人）、特許翻訳者・知財関係団体職員等約 3 千人、合計約 6 万人の規模という推定がなされたと考えられる。その類別においても、また他土業の知財関与者数（例えば、認定司法書士のうち簡裁知財訴訟の単独代理権を行使する者の員数、行政書士のうち地域ブランドの母体である中小企業協同組合等の設立申請代理等の業務に携わる者の員数、税理士のうち課税対象知財の定額評価に携わる者の員数等）を明示していない点においても、粗略な概算の域を出ない。

2. 「知財人材 12 万人計画」の構造：

2-1 「着想的知財人材と支援的知財人材」の画定と融合について：

知財推進計画 2005 は、計画項目 460 に達する大規模な計画であるので、内閣知財推進本部は、別途「知財推進計画 2005 のポイント」と題して七つの重点項目を掲げた。その一つを「知財人材育成の総合戦略の推進」と題し、「知財人材を 10 年間で質量ともに倍増すること」および「理系人材の知財分野への参入を支援すること」の二つの柱をもって構成している。

一つ目の柱を「知財人材 12 万人計画」と称しているが、明らかにこれは、「知財権専門人材の 12 万人計画」であって、「知的創造者という意味の知財人材の著増計画」ではない。二つ目の柱、「理系人材の知財分野への参入を支援する」の「知財分野」も、内容は「知財権分野」に属する。

以下しばらく、知財の創造に優れた才能を有する者を「知財人材」と称し、知財権の、法的権利としての創設・保護・活用に関する専門者を「知財権人材」と称する。「知財」は、知的財産基本法第 2 条第 1 項の「人間の創造的活動により生み出されるもの（発見・解明された自然法則・現象であって、産業上利用可能性あるものを含む）、および、技術・営業情報」に対応し、「知財権」は、同法第 2 条第 2 項の「知財に関して法令により定められ、または法律上保護される利益に係る権利」に対応する。

両人材の機能の画定と融合が、共に重要である。すなわち、知財権人材は、知財人材の創造的活動により生成した知財の権利適格性（特許性等）を認識し、権利化に適する表現を付与し、侵害からの保護と適法な活用を支える。一方、知財の生成は、着想・実施化（米国特許審査基準-MPEP では、Conception、Reduction to Practice）・表現等の諸過程を経るから、知財権人材が実質的に知財の生成に協働する場合が多い。特許拒絶査定を受けた着想が弁理士の協働により特許性を得た事例は、知財判例に即しても多く見られる（例えば青色発光ダイオード職務発明事件：H14-9-19 東京地裁）。両人材の機能を画定して、各増強計画を明示すると共に、両者の融合的協働が知財立国の要をなす構造の記述が、知財推進計画 2005 に欠けている。

2-2 知財人材の機能原則記述の不備：

知財人材 12 万人計画は、現在 6 万人の構成と機能に、どのような質的变化をもたらし、「知財権の創造・保護・活用と知財訴訟」の戦略にどのように作用して、わが国の国際競争力を高めるのか、説明が不備である。

今後、全ての国内・国際政策は、従来のマンパワー政策とマネーパワー政策と並列して、サイバーパワー政策が決定的な重要性を持つ。私は知財人材政策についても、この三つのパワーを知財人材計画の最適設計の要素として採択し、次のように考える。

3. マンパワー政策による「知財人材 12 万人計画」の補正：

以下、知財推進計画 2005 の表現に従い、知財権人材も「知財人材」と称する。

知財が創造・保護・活用される範囲は、「プログラム特許権とプログラム著作権」、「デジタル化・非デジタル化双方のコンテンツ」、「創作権と識別子権の総合ブランド」、「ノ

ウハウと特許権」などが複合する新たな様相を示しつつ、経済・文化・社会の全局面に波及してゆく。従って、「民事法・刑事法（知財刑事罰の強化）・国際私法」、「創作権法・識別子法」、「知財権法・営業秘密保護法」等の全面にわたって訴訟力を具備することが、知財の国際競争力発揮の中核的な要件となる。しかるに、米国の弁護士登録数約百万人に対し、わが国のそれは、その 50 分の 1 の 2 万人に過ぎない（知財推進計画 2005：P.153）。米国弁護士約百万人は各州に遍在し、その 2.3%に当たる 2 万 3 千人が特許弁護士(USPTO:Patent Rules § 10.14)として各州に散在するが、そのデータベースは州別・都市別に検索が容易である。米国弁護士数の規模が現状の水準に達し得た理由を究明し、弁護士資格付与の在り方を日米比較することが、先ず必要である。

4. マネーパワー政策による「知財人材 12 万人計画」の補完：

マネーパワーについては、行政機関予算のうち人材対策予算の全額が、実質的に知財人材政策のため支出されることを政策目標とする。具体的には次のように考える。

4-1 弁理士について：

4-1-1 弁理士の現状と方向性： わが国の弁理士は訴訟関係職域が限定され、米国の Patent Agent(USPTO:Patent Rules § 1.31:米国特許商標庁の試験に合格して特許手続の代理ができるが、弁護士資格はない。現在約 7 千人)に近い。従って、わが国知財人材 12 万人計画の量的側面は、米国の Attorney および Patent Attorney に相当する人材、すなわち弁護士および知財弁理士の員数増加に重点を置くことが妥当である。

Patent Agent に近いわが国一般弁理士の機能については、機能の専門分化と集団能力の形成によるサービスの総合化が必要である。特許庁・知財研の「弁理士制度の方向性」(2005-8-5)には、今後の弁理士試験必須科目案として、従来科目のほか、「契約業務の基礎となる民法」、「訴訟業務の基礎となる民事訴訟法」、「明細書作成等実務」、「外国語」を掲げているが、必須科目を少数にとどめ、上記追加案の科目と「コンテンツの創造、保護、活用に関する法律」、「知財戦略」などを全て選択科目として、選択科目数を豊富にすることが適切と考える。要するに、「弁理士全員が全分野に有能な弁理士」という負担過重の目標は立てず、各弁理士の専門化を弾力的に構成し（技術・産業の変革に即応する専門の兼備・変更）、弁理士集団が、知財の高度専門家集団として、代理ニーズに応ずると共に、知財人材 12 万人の中核的・総合的・教育的機能を発揮することを目標とすることが適切である。この場合、弁理士集団の形成方式について、有限責任事業組合制度(2005-8-1 施行)が、弁理士を含む専権保有士業者を適用外とし、同制度発祥国の英国等で適用かつ成果を挙げていることと対比される等、体制の不備を補正すべきである。

4-1-2 対弁理士マネーパワー政策： 需要される弁理士機能を構築し維持し、刷新してゆくためには、国費のマネーパワーを活用する政策が緊要である。例えば、経産省の

18 年度予算概算要求(2005-8-31)には、「イノベーションを通じた競争力ある産業群の創出：人材・技術等の知的財産を重視した政策の展開」（17 年度予算額 162 億円、18 年度要求額 222 億円）の支出を、弁理士の活用に直結させ、学習と経験を蓄積させることが効率的である。

4-2 着想的知財人材の育成について：

知財推進計画 2005 は、「小学校の早い段階から教育の各段階において、知的財産の創造や尊重等、知的財産マインドの醸成を図る」としているが、特許権出願等実務の専門学校の新設促進をこれに加えると共に、知財権の本人出願等を教育（先行技術調査・特許明細書作成等）するため、弁理士の教員任用を促進する必要がある（東京工大機械科等は既に実施）。知財に関する本人訴訟能力の前提となる知財の「訴訟力」に関する在学中の基礎教育も不可欠である。

このような教育の前提として、内閣知財推進計画は、その当初計画から、文理融合型知財人材の育成を掲げ、文系・理系各出身者の理系・文系学習体制は整備されつつあるが、理系内部の諸分科の融合型人材の必要性は、未だ十分に究明されていない。

上記の知財教育の実行と補完のため、文教国家予算のマネーパワーを活用することが必要である。

5. サイバーパワー政策による知財人材 12 万人計画の完遂：

産業の国際競争力は、「商品とサービス」の「高品質・低コスト」に依存する。知財重視政策もこれを実現する手段であるから、知財人材 12 万人計画についても、人材機能がサイバーシステムにより、「高品質・低コスト」をもって、サイバーパワーを発揮できるよう計画することが不可欠である。

5-1 知財行政のサイバーシステム： 特許出願等のインターネットシステム始動(2005-10)を契機として、審査官が用いると同様の先行技術調査システムが、全国で利用されると共に、本人出願者と審査官の双方向サイバー交信による出願等コストの低減が可能となる。出願料金の納付にも、インターネットバンキングを利用できる。

5-2 知財司法のサイバーシステム： 知財裁判の東京・大阪集中に際して、地域対策としてサイバーシステムの活用が前提とされている（国会答弁）。

5-3 民間知財人材活動のサイバーシステム： 多岐にわたる知財専門分野の機能が、サイバーシステムにより統合され、産学官のサイバーシステムと相互アクセスして、サイバーパワーを発揮することを政策目標とする。このことは、わが国の知財立国を「高品質・低コスト」をもって実現すると共に、サイバーシステム化してゆくグローバルな国際知財界の進展に寄与する、最適計画設計の基盤であると考ええる。

（参考資料：URL <http://homepage3.nifty.com/sanaripat/>

URL <http://sanaripat.cocolog-nifty.com/patent/>

(2005-9-13:佐成©)